



報道発表資料の配付日時 1月23日(月) 14時00分

発表項目 (行事名)	第20回統一地方選挙留萌地方実施本部の設置について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○内容 第20回統一地方選挙の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進するため、次のとおり北海道選挙管理委員会事務局留萌支所内に第20回統一地方選挙留萌地方実施本部を設置します。</p> <p>○実施本部看板の掲示 本部設置当日は、道選管留萌支所（留萌振興局地域創生部地域政策課）入口に、本部長（振興局長）及び副本部長（副振興局長）が実施本部の看板を掲示します。</p> <p>1 本部設置日時 令和5年（2023年）1月26日（木）午前11時00分</p> <p>2 場 所 北海道留萌合同庁舎2階 北海道選挙管理委員会事務局留萌支所（北海道留萌振興局地域創生部地域政策課内）</p> <p>3 出席者 北海道選挙管理委員会事務局留萌支所 支所長 工藤 公仁 支所次長 山口 知子 支所職員</p> <p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 留萌地方実施本部設置に当たっての報道機関に対するお知らせメモ 第20回統一地方選挙留萌地方実施本部設置要綱 第20回統一地方選挙主要行事日程表（案） 北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙の投票率の推移 特例郵便等投票の制度周知チラシ 		
参 考			
報道（取材） に当たって のお願い	第20回統一地方選挙に関する周知について、これまで以上の御協力をよろしくお願いいたします。		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担 当 (連絡先)	北海道選挙管理委員会事務局留萌支所（担当：大上） （北海道留萌振興局地域創生部地域政策課） TEL ダイヤルイン：0164-42-8008 内線2151		

留萌地方実施本部設置に当たっての報道機関に対するお知らせメモ

- 北海道選挙管理委員会事務局留萌支所は、本日「第20回統一地方選挙実施本部」を設置し、選挙の管理執行体制に入りました。
- 留萌地方実施本部は、本部長の下に3班で構成し、統一地方選挙の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進することを目的として設置しました。
- 今回の統一地方選挙は、昭和22年の第1回から数えて20回目に当たり、知事・道議選挙のほか、留萌管内では3町村（苫前町、初山別村、天塩町）の首長選挙と、8市町村すべてで議会議員の選挙が予定されています。
- 申すまでもなく、選挙は民主政治の基盤を成すものであり、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会になりますので、有権者の皆様が投票に参加するよう、選挙の啓発に努めます。
特に、近年の選挙における投票率が低い、10代、20代及び30代の若年層に対し、投票への参加を積極的に呼びかけて参りたいと考えています。
- なお、新型コロナウイルス感染症の影響がある中で行われることが想定される選挙となりますので、当支所としては、各市町村選挙管理委員会と連携を図り、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、多くの有権者の皆様に安心して投票していただけるよう努めて参ります。
また、新型コロナウイルス感染症によって宿泊療養施設や自宅で療養されている方を対象とした特例郵便等投票制度についても広く周知して参ります。
- 候補者をはじめ政党関係者等選挙に携わる方々には、ルールを守ったきれいな選挙の実現に御協力をお願いする次第です。
- 報道関係者の方々には、様々な機会を通じ、選挙に関する周知をお願いして参りたいと考えておりますので、これまで以上の御協力をお願いいたします。

第20回統一地方選挙留萌地方実施本部設置要綱

1 設置目的

令和5年4月に執行される第20回統一地方選挙の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進するため、北海道選挙管理委員会事務局留萌支所（以下「支所」という。）内に、第20回統一地方選挙留萌地方実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 事務処理

本部は、次の事務を処理する。

- (1) 北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙の管理執行に関すること。
- (2) 市町村長選挙及び市町村議会議員選挙の管理執行の助言に関すること。
- (3) 明るくきれいな統一地方選挙の実現及び棄権防止等の啓発に関すること。

3 組 織

本部の事務を処理するため、次の班を置く。

選挙班、啓発班、報道班

4 機 構

- (1) 本部に本部長、副本部長、参事、主幹及び班長を置く。
- (2) 本部長は支所長を、副本部長は支所次長を、参事は支所参事を、主幹は支所主幹をもって充てる。
- (3) 班長は、支所主査及び留萌振興局の係長・主査から本部長が指名する。
- (4) 本部長は、本部を代表し、事務を統理する。
- (5) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職を代理する。
- (6) 参事は、上司の命を受け、各班の事務を監督する。
- (7) 主幹は、上司の命を受け、各班の事務を掌理する。
- (8) 班長は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

5 班の所掌事務

各班の担当及び所掌事務は、別紙のとおりとする。

6 この本部は、令和5年（2023年）1月26日に設置する。

第20回統一地方選挙留萌地方実施本部所掌事務分担表

- ・本部長(支所長) 工藤 公仁
- ・参事(支所参事) 榎波 潤記
- ・主幹(支所主幹) 大上 直樹
- ・副本部長(支所次長) 山口 知子
- ・主幹(支所主幹) 田中 麻衣子

班名	担当区分		主な所掌事務
	班長	班員	
選挙班	渋谷主査	西主事	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙総括 ・関係機関との連絡調整 ・庶務一般
啓発班		沼田主事	
報道班		阿部係長	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発宣伝計画の樹立 ・啓発諸事業の実施 ・選挙をきれいにする国民運動の推進
		篁主事 野呂主事 その他本部長が指名する職員	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との連絡調整

第20回統一地方選挙 主要行事日程表（案）

月	日	曜日	行 事	場 所	時 刻	報道 発表	備考
1	26	木	統一地方選挙留萌地方実施本部設置		11:00～	○	
2	15	水	統一地方選挙事務会議（本庁→支所）	第二水産ビル 8ABC会議室	13:00～		
	16	木	北海道知事選挙立候補予定者説明会	かでの2.7大会議室	10:00～		
3	1	水	定時登録			○	
			北海道議会議員選挙立候補予定者説明会	102会議室	13:30～	○	
	上旬		取締機関との打合せ	留萌・羽幌・天塩警察署			
	9	木	投票用紙等の受理・配付	講堂		○	
	15	水	北海道議会議員選挙立候補届事前審査開始				
	22	水	告示に当たっての支所長談話発表			○	
			選挙時登録（北海道知事選挙）			○	
	23	木	北海道知事選挙 告示日			○	
	29	水	北海道議会議員選挙立候補届出受理リハーサル	講堂	10:00～11:00		
	30	木	選挙時登録（北海道議会議員選挙）			○	
	31	金	北海道議会議員選挙 告示日	講堂		○	
			立候補届出受理・関係機関への通知 北海道議会議員選挙公報掲載文の順序を決めるくじ	講堂	17:30～		
	4	2	日	街頭啓発（予定）	マックスバリュ留萌店(予定)	未定	○
7		金	線上投票日（天売・焼尻）			○	
			線上投票結果速報受理				
			投・開票結果速報受理事務リハーサル				
9		日	北海道知事・北海道議会議員選挙期日			○	
			投・開票結果速報受理（～10日）				
10		月	開票結果報告書受理（市町村→支所）	102会議室	9:00～		
			北海道議会議員選挙（留萌地域選挙区）選挙会リハーサル	102会議室	15:00～16:00		
11		火	北海道議会議員選挙（留萌地域選挙区）選挙会	102会議室	10:00～11:00	○	
			北海道知事選挙開票結果報告書の提出（支所→本庁）	第二水産ビル 4階会議室	未定		
			北海道議会議員選挙結果報告書の提出（支所→本庁）	第二水産ビル 4階会議室	未定		
16	日	留萌市議会議員選挙 告示日			○		
18	火	町村長・町村議会議員選挙 告示日			○		
23	日	町村長・市町村議会議員選挙期日			○		

(参考)

北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙の投票率の推移

(単位：%)

	投票日	北海道知事選挙		北海道議会議員選挙		
		全道	留萌管内 市町村	全道	留萌市	留萌管内 町村
第1回	S22.4.16	59.39	50.63	79.07	83.46	
第2回	S26.4.30	81.17	86.12	81.33	75.78	90.03
第3回	S30.4.23	77.86	82.20	77.85	81.14	82.57
第4回	S34.4.23	80.94	87.53	80.87	86.19	87.99
第5回	S38.4.17	79.80	88.97	79.79	88.12	89.27
第6回	S42.4.15	78.15	89.75	78.12	84.53	91.99
第7回	S46.4.11	79.39	85.06	79.31	77.51	89.38
第8回	S50.4.13	84.28	89.75	84.21	83.09	93.92
第9回	S54.4.8	82.41	86.11	82.27	無投票	無投票
第10回	S58.4.10	83.89	89.86	83.80	87.21	91.47
第11回	S62.4.12	78.33	90.16	78.22	85.59	92.95
第12回	H3.4.7	71.79	82.32	72.34	85.35	無投票
第13回	H7.4.9	65.98	77.98	65.58	無投票	86.13
第14回	H11.4.11	63.73	70.61	64.64	無投票	80.63
第15回	H15.4.13	61.81	73.43	62.29	72.49	無投票
第16回	H19.4.8	64.13	70.66	64.45	無投票	無投票
第17回	H23.4.10	59.46	68.93	58.87	無投票	78.94
第18回	H27.4.12	59.62	74.11	58.61	73.86	
第19回	H31.4.7	58.34	72.33	56.63	71.84	

※第1回の北海道議会議員選挙は、「留萌市選挙区」はなく、「留萌支庁所管区域選挙区」に含まれていた。
 ※留萌市は昭和22年10月に市制施行となり、昭和26年の統一地方選挙から、「留萌市選挙区」が設置された。
 ※平成27年3月の道議定数条例の改正により、「留萌市選挙区」は「留萌振興局所管区域選挙区」と合わせ、「留萌地域選挙区」に変わった。

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方へ

特例郵便等投票ができます

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後にその期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」ができます。

1 特例郵便等投票の対象となる方

◆以下に示す「特定患者等」に該当する選挙人で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方は、特例郵便等投票ができます。

「特定患者等」とは、

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方
- ② 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に收容されている方

※ 在外選挙人名簿に登録されている方が、上記①又は②に該当することとなった場合も対象となります（衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります。）。

2 手続の概要

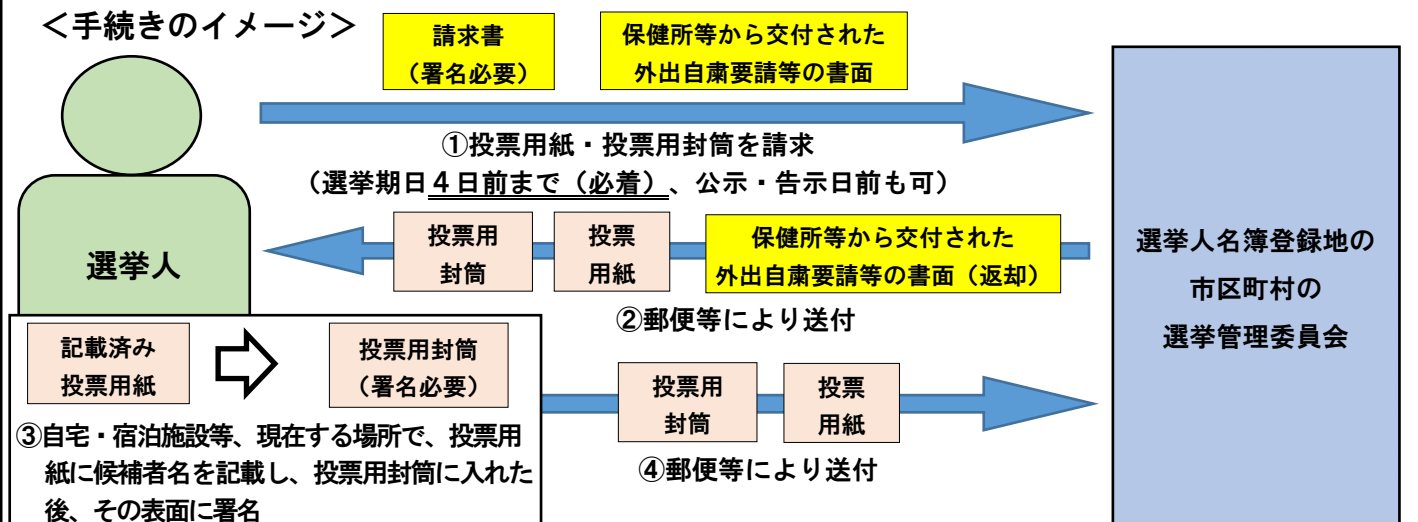
◆特例郵便等投票の対象となる方で、特例郵便等投票をご希望される方は、投票しようとする選挙の選挙期日（投票日当日）の4日前までに（必着）、選挙人名簿又は在外選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に「1①の外出自粛要請、又は1②の隔離・停留の措置に係る書面（以下「外出自粛要請等の書面」といいます。）」を添付した「請求書（本人の署名が必要です）」を郵便等で送付することにより、投票用紙等を請求していただくことが必要です。

※ 請求書の様式は、各市区町村の選挙管理委員会のウェブサイト等に掲載されています。各市区町村の選挙管理委員会から、電話等により取り寄せることも可能です。

※ 在外選挙人証、選挙人名簿登録証明書又は南極選挙人証の交付を受けている方が投票用紙等の請求をする場合には、それらも請求書に添付していただく必要があります。

◆「外出自粛要請等の書面」が交付されていない等、「外出自粛要請等の書面」を添付できない特別の事情がある場合は、その旨を理由を付して「請求書」にご記載いただければ、当該書面の添付がなくても投票用紙等を請求することが可能です（請求を受けた市区町村の選挙管理委員会が保健所や検疫所から情報提供を受けて、特例郵便等投票の対象者であることを確認できることが条件となります。）。

<手続きのイメージ>



3 注意事項

- ◆感染拡大防止の観点から、特例郵便等投票の手続を行う際には、別添「投票用紙等の請求手続について」及び「投票の手続について」に記載されている対策を実施してください。
- ◆特定患者等の方は外出自粛要請等がなされておりますので、郵便ポストに「請求書」や「投票用紙等」を投かんする際には、同居人、知人等（患者ではない方）にご依頼ください。
※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。
- ◆投票用紙等を請求された後に、宿泊・自宅療養等期間が経過したため特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方は、郵便等で送付された投票用紙等一式を投票所に持参し返却していただく必要があります。
- ◆ご不明な点は、各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

4 罰則

- ◆特例郵便等投票の手続においては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則（投票干渉罪（1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金）、詐偽投票罪（2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金））が設けられています。

「濃厚接触者の方の投票について」

- ◆新型コロナウイルス感染症患者のご家族等の方は、濃厚接触者に当たる可能性があります。
- ◆濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。
投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票していただく差し支えありません。
- ◆ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用いただくといった必要な感染拡大防止対策等にご協力をお願いします。ご不明な点等がある場合は、お住まいの地域を所管する保健所又は各市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

★総務省
特例郵便等投票制度
周知ホームページ

